

労働保険事務組合の皆様へ

# 令和6年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は金融機関・郵便局又は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署へ

**申告・納付は6月3日(月)から7月10日(水)までに**

※申告・納付期日最終日である7月10日(水)は、金融機関窓口・労働局・労働基準監督署において大変混雑することが予想されますので、お早めに申告・納付ください。

**⚠ 5月中の受付はできません。**

## ○労災保険における特別加入者について

特別加入者の給付基礎日額の変更を希望する場合は、

- ・3月2日から3月31日までに「給付基礎日額変更申請書」による変更申請が必要です。
- ・年度更新期間中においては「保険料・一般拠出金申告書内訳」又は「給付基礎日額変更申請書」により、当年度の給付基礎日額の変更が可能です(災害発生前の変更申請が前提となります)。

## <便利な申告・納付方法のご案内>

○口座振替による納付  
納付窓口に行かなくても、納付が可能です。  
(詳しくは、裏表紙を参照ください。)

○電子申請による申告・電子納付  
24時間どこでも申告・納付が可能です。  
(詳しくは、P.35を参照ください。)

# 主な事項の目次

①	申告書作成までの流れ	P. 3
②	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P. 4
③	労働保険対象賃金の範囲	P. 5
④	労働保険対象者の範囲	P. 6
⑤	労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例	P. 8
⑥	保険料・一般拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例	P.10
⑦	申告書の記入要領及び記入例	P.12
⑧	法人番号の記入について	P.14
⑨	還付請求を行う場合について	P.19
⑩	口座振替を利用している場合について	P.20
⑪	一括有期事業の申告書の書き方	P.21
⑫	一括有期事業報告書(様式第7号)の記入	P.24
⑬	一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.26
⑭	建設の事業の申告書の書き方・記入例	P.28
⑮	平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い	P.31
⑯	事業の種類・労務费率・保険料率一覧表	P.31
⑰	労災保険率適用事業細目表(建設事業)	P.32
⑱	一般拠出金の申告・納付について	P.34
⑲	電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法	P.35
⑳	e-Gov からの電子申請の方法	P.37
㉑	GビズIDアカウントを利用した電子申請について	P.40
㉒	報奨金(電子化分)のお知らせ(令和6年度)	P.41
㉓	申告書内訳、申告書作成チェックポイント	P.43

## 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条)と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月3日**から**7月10日**までの間に行ってください。

**手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。**

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「**保険年度**」といいます。)を単位とし、その間ですべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

# 1 申告書作成までの流れ

## Step 1 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の回収 (P.8~9参照)

委託事業主に、自身が使用した全ての労働者に支払った賃金（令和6年3月31日までに支払いが確定しているが、実際の支払いは同年4月1日以降になる場合を含む。）の総額及び第1種特別加入者の給付基礎日額などを記入してもらいます。

## Step 2 保険料・一般拠出金申告書内訳の記入 (P.10~11参照)

委託事業場から提出された労働保険料等算定基礎賃金等の報告（一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表）に基づき、事業場ごとに賃金総額や第1種特別加入者の給付基礎日額等の必要事項を記入します。

その後、事業場ごとの労働保険料・一般拠出金、及び労働保険料総額・一般拠出金総額を計算し、申告書内訳を完成させます。

## Step 3 申告書の記入 (P.12~13参照)

保険料・一般拠出金申告書内訳で計算した、確定保険料・一般拠出金・概算保険料の金額を該当欄に転記します。その後、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させます。

### ◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠内に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体になって丁寧に入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみ出しがないように注意してください。

<訂正方法> 

0	1	2	3	4	5	6	7
0	1	2	3	4	5	6	7

 訂正印は不要です。

なお、領収済通知書（納付書）に記入する内訳・納付額のアmountの訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県の新しい領収済通知書を使用してください。（労働局・労働基準監督署に用意してあります。）

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。なお、数字が小さいと誤読の原因になりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書（納付書）の□枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書（納付書）にあらかじめ印字してある数字（保険料率等）、文字は一切訂正しないでください。

### ◎申告書及び領収済通知書（納付書）の破損等による再発行に係る注意事項◎

- (1) 再発行については管轄の都道府県労働局へご依頼ください。
- (2) 労働基準監督署でも再発行は可能ですが、お渡しする用紙が異なります。以下の点について予めご了承ください。
- ① 労働基準監督署でお渡しする用紙は、複写に対応しておりません。また、申告書と領収済通知書（納付書）は別々にお渡します。
  - ② 労働基準監督署で再発行された申告書は、金融機関へ提出できません。労働局又は労働基準監督署へご提出ください。
  - ③ 申告書の控えは、提出用の申告書のコピーをお渡しします。
  - ④ 領収済通知書（納付書）については、従来複写となっていた3片の用紙が縦に並んだ1枚の用紙となりますので、労働保険料等の金額を3片にそれぞれ記入していただく必要があります。

※ なお、労働局においては、従来どおり申告書及び領収済通知書（納付書）が一体となった用紙（複写式）を再発行することができます。

「一括有期事業報告書・総括表」は、厚生労働省ホームページに掲載しています。（下記URL又は「主要様式ダウンロードコーナー（労働保険適用・徴収関係主要様式）」で検索してください。）

<URL> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)



# 2

## 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

### (1) 申告書等の提出

#### <提出するもの>

- ① 保険料・一般拠出金申告書内訳
- ② 申告書の1枚目〔提出用〕  
 ※申告書の2枚目〔事業主控〕と3枚目を切り離して提出してください。また、申告書の2枚目〔事業主控〕は大切に保管してください。  
 ※申告書の2枚目〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、**申告書の1枚目〔提出用〕と一緒に労働局又は労働基準監督署へご提出ください。**郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。  
 ※申告書の提出と同時に、労働保険料・一般拠出金を金融機関に納付する場合は、**申告書と領収済通知書（納付書）を切り離さずに金融機関へご提出ください。**

・一括有期事業の申告を行う場合は、以下の添付書類もご提出ください。

#### <建設の事業>

- ③ 一括有期事業報告書（建設の事業）
- ④ 一括有期事業総括表（建設の事業）

#### <立木の伐採の事業>

- ③ 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）

#### <提出方法>

##### 来庁による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を下記の提出先の機関へご持参ください。

##### 電子申請による提出

e-Govから申告書の入力・送信を行ってください。（P.35を参照ください。）

##### 郵送による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を管轄の労働局（所在地は送付した封筒の表面に記載）あてに郵送してください。

申告書〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、**申告書〔事業主控〕と返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。**

<提出先の機関>（申告書と添付書類は、それぞれ別の機関に提出することも可能です。）

	所掌1		所掌3	
	申告書	添付書類	申告書	添付書類
金融機関	○（※）	×	○（※）	×
管轄の労働局	○	○	○	○
管轄の労働基準監督署	○	○	×	×
社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）	○	×	○	×

※ 口座振替をご利用の場合及び納付金額がない場合は、金融機関へのご提出はできません。

### (2) 保険料・一般拠出金の納付

領収済通知書（納付書）を申告書から切り離さずに、**金融機関へご提出いただき**、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

労働局や労働基準監督署へ申告書のみを提出した場合は、領収済通知書（納付書）を**金融機関**にご提出いただき、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

なお、口座振替による納付（裏表紙を参照ください。）、電子納付（P.35を参照ください。）も可能です。

#### ●労働保険料の納期限（令和6年度）

	全期(第1期)	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	11月14日	2月14日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

☆申告・納付期日最終日である7月10日は、労働局・労働基準監督署・金融機関窓口において大変混雑することが予想されます。  
 ☆第2期・第3期の納付書は**各納付期限の概ね10日前**に送付致します。  
 ☆納付を怠った場合、**延滞金が徴収されます**（年率8.7%。但し、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。

### 3 労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず**労働の対償として支払うすべてのもの**で、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、**保険料算定期間中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。**

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金	労働協約・就業規則等の定めがあるかないとを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない(※1)	死亡弔慰金	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	災害見舞金	
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	出張旅費 宿泊費 赴任手当	実費弁償と考えられるもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、就業規則等の定めに基づき定額を支払う手当(※2)	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金など）
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	会社が全額負担する生命保険の掛け金	労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの）	住宅貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合	その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使協定（休業協定）等によってあらかじめ支給条件が明確にされたもの
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		

(※1) 在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅－企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁償
企業	通勤手当

(※2) 就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。

## 4 労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
<p><b>基本的な考え方</b></p>	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、<b>名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</b></p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②<b>31日以上</b>の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。</p> <p>○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月以内の期間を定めて雇用される者</li> <li>・1週間の所定労働時間が30時間未満である者</li> </ul> <p>○昼間学生</p>
<p><b>個々の労働者の届出</b></p>	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p><b>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</b></p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合等、ご不明な点は公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
<p><b>法人の役員(取締役)の取扱い</b></p>	<p><b>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</b></p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。</li> <li>○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。</li> <li>○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</li> <li>○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</li> </ul> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<p>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>	<p>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②31日以上雇用見込みがあること</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります(臨時・内職的な場合は該当しません)。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

#### ※雇用保険マルチジョブホルダー制度

令和4年1月1日以降、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であって、そのうち2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満であるものに限る。)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上である場合、労働者本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができます。

# 5

## 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例

⑪…令和5年4月1日から令和6年3月31日までに使用した労災保険対象者の数(各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計(⑥欄及び④欄には①欄及び②欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑥+④欄には、⑥欄の額に②の①欄の額を加えた額を記入し、⑧欄には、①欄の額を記入してください。)をそれぞれの欄に記入してください。なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。

(1) 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、令和5年度中の1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)

$$\left[ \frac{\text{令和5年度の各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計}}{12 \left( \text{ただし、令和5年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数} \right)} \right] \text{を記入してください。}$$

(2) 「1ヵ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。  
また平均人数に「賞与人数」は含めません。

組様式第4号

① 労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
X	X	3	0	1	9
② 雇用保険事業所番号	X	X	0	1	-
			0	6	4
				1	1
				5	-
				3	

③ 事業の  
④ 事業の所  
⑤ 事業主の

区分	労災保険及び一般			
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱い	
月別内訳				
令和5年4月	11人	2,768,898円	1人	363,5
5月	11	2,759,845	1	366,8
6月	11	2,738,461	1	368,1
7月	11	2,749,515	1	354,9
8月	11	2,821,268	1	362,1
9月	11	2,722,413	1	363,9
10月	11	2,899,716	1	363,6
11月	11	2,896,855	1	365,9
12月	11	2,873,226	1	360,9
令和6年1月	11	2,875,869	1	362,1
2月	11	2,783,193	1	361,9
3月	11	2,767,933	1	372,3
賞与等5年7月		5,591,225		752,1
年12月		6,670,719		897,3
年月				
合計		45,919,136		6,015,5
⑫ 令和5年度確定			特別加入者	
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額		氏名	
12,000円	4,380,000円		〇〇	〇〇
10,000円	3,650,000円		〇〇	〇〇
円	円			
円	円			
	⑬ 8,030千円		合計	

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「承認されている給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、⑬欄には、その合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。

⑬…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「希望する給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、①欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、①+①欄には、①欄の額に⑬の①欄の額を加えた額を記入してください。

⑭…各欄は次により記入してください。

- 令和6年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の2分の1以上、2倍以下の場合には、「⑭合計」欄に「前年度と同額」と記入し、④欄から⑥欄までは記入しないでください。
- 賃金総額の見込額が2分の1未満、2倍超になる場合は、④欄は、令和6年度における1日平均使用労働者の見込数(延使用労働者数を所定労働日数で除したものを)、⑤欄は、令和6年度における1ヵ月平均被保険者の見込数(使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記④の1日平均使用労働者の見込数)を、⑥欄は、令和6年度の支払賃金総額の見込額を、⑦欄は、令和6年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、⑧欄に、⑥欄の額と⑦欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。





# 6

## 保険料・一般拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例

この申告書内訳は、委託事業場に振り出された枝番号順に記入してください。

労災保険率のメリット制の適用を受ける事業については、別葉に記入し、上部余白に(メリット適用分)と記入して区分します。

申告書内訳が2枚以上になる場合には、各葉に必ず小計を記入し、別葉の総合計分を設け、小計欄を合計欄と訂正し、総合計を記入してください。その際、事務組合の名称、所在地、代表者の氏名及び事務担当者氏名は別葉の総合計分のみに入力してください。

この申告書内訳は、申告書の記載事項のチェック等に使用しますので、必ず提出してください。

⑨…上段には、⑦の(-)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。中段には、⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。下段には、(-)欄と(特)欄の合計額を記入します。労災保険率メリット制適用事業についても、同様の計算方法により記入してください。

②…「令和5年度概算保険料申告書に添付した申告書内訳」に記入されている各委託事業主、「その後新規委託があったもの」、「委託を解除したもの」を含め、すべての委託事業主の名称を記入してください。

③…「労災保険率適用事業細目表」に記載されている事業の種類を細目表に記入してください(賃金等の報告の⑧欄参照)。

⑧…③欄に対応する労災保険率を労災保険率表により記入してください。  
 なお、労災保険率メリット制適用事業については、メリット労災保険率を記入してください。

⑩…「賃金等の報告」の⑪の⑧欄を上段の(イ)に、⑧の額を下段の(ハ)にそれぞれ転記してください。

⑬…⑨欄と⑫欄の合計額を規模区分別に(④欄の人数から、15人以下と16人以上に区分して)記入してください。  
 なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計を記入し、計欄には、規模区分別の金額の合計額を記入してください。

⑭…次の区分により事業場数を記入してください。  
 甲…常時使用労働者数 1人～4人  
 乙…常時使用労働者数 5人～15人  
 A…労災・雇用の両保険が成立している事業  
 B…労災・雇用どちらか一方のみが成立している事業  
 なお、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては、「被保険者数」に基づいて記入してください。

組様式第6号(甲)

府県 東京都 管轄 基幹番号 令和5年度確定 令和6年度概算

労働保険番号A X X 3 0 1 9 3 0 0 1 1 0

① 労働保険番号の枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 定員 被保険者数	⑤ 保険関係区分	⑦ 賃金総額		⑧ 労災保険率	⑨ 保険料		⑩ 賃金総額		⑪ 雇用保険率	⑫ 一般保険料 (⑩の(ハ)×⑪)	⑬ 確定保険料 (規模区分 合計額⑨) 15人以下 16人以上
					(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)			
001	〇〇工業(株) 〇〇 〇〇	6:3:0:1	12	両 保 険 用	(イ)53,073 (ロ)8,030	(イ)344,974 (ロ)52,195 (計)397,169	6.5	(イ)3,449.74 (ロ)521.95 (計)3,971.69	(イ)51,934 (ロ)51,934	15.5	804,977	1,202,146		
004	〇〇貴金属 〇〇 〇〇	6:4:0:1	14	両 保 険 用	(イ)12,485 (ロ)2,555	(イ)43,697 (ロ)8,942 (計)52,639	3.5	(イ)11,321 (ロ)69,729 (計)81,217	(イ)11,321 (ロ)18,563	15.5	175,475	228,114		
005	〇〇皮革(株) 〇〇 〇〇	6:4:0:1	7	両 保 険 用	(イ)19,920 (ロ)3,285	(イ)69,729 (ロ)11,497 (計)81,217	3.5	(イ)18,563 (ロ)18,563	(イ)18,563 (ロ)18,563	15.5	287,726	368,943		
006	〇〇印刷(株) 〇〇 〇〇	4:6:0:1	4	両 保 険 用	(イ)21,418 (ロ)8,760	(イ)74,963 (ロ)30,660 (計)105,623	3.5	(イ)19,633 (ロ)19,633	(イ)19,633 (ロ)19,633	15.5	304,311	409,934		
011	〇〇運送 〇〇 〇〇	7:2:0:3	9	両 保 険 用	(イ)21,609 (ロ)3,832	(イ)194,481 (ロ)34,488 (計)228,969	9	(イ)19,741 (ロ)19,741	(イ)19,741 (ロ)19,741	15.5	5,730 個別より移行 による月割計算 305,985	534,954	(2)	
012	〇〇ビル(株) 〇〇 〇〇	9:3:0:1	5	両 保 険 用	(イ)2,711 (ロ)0	(イ)14,910 (ロ)0 (計)14,910	5.5	(イ)2,698 (ロ)2,698	(イ)2,698 (ロ)2,698	15.5	6.21 新規委託	56,729		
013	〇〇めっき(株) 〇〇 〇〇	5:5:0:1	10	両 保 険 用	(イ)56,515 (ロ)5,110	(イ)395,605 (ロ)35,770 (計)431,375	7	(イ)54,004 (ロ)54,004	(イ)54,004 (ロ)54,004	15.5	837,062	1,268,437		
小計				61	両 保 険 用									
計				7				1,311,902				2,757,355	7件 4,069,257円 計⑥ 4,069,257円	

※⑩(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立したについては、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合の 名 称 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合 所 在 地 〇〇市

代表者の氏名 〇〇

⑭…⑦の(-)と同額を記入してください。  
 ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業があれば、その額は除きます。

⑰…上段(点線の上の部分)には適用される労災保険率を記入してください。ただし、労災保険率メリット制適用事業については、新たに通知されたメリット労災保険率を記入してください。  
 下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の「④+⑤」欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。  
 ただし、労災保険率メリット制適用事業については、「賃金等の報告」の④の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)と⑤の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を合算した額を記入してください。

⑱…すでに令和5年度概算保険料として申告した額を記入してください。  
 ただし、令和5年度中途に増減(増減額訂正)申告をしている場合は、その増減後の額を記入してください。

口座振替納付を認められた事務組合は1枚目に朱書で表示してください。

⑲…上段(点線の上の部分)には適用される雇用保険率を記入してください。  
 下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の④の⑥欄に「前年度と同額」と記入されている事業については、この申告書内訳の⑩欄の①の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。それ以外の事業については、「賃金等の報告」の④の⑥欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

保険料・一般拠出金申告書内訳

4枚のうち 1枚目

賃金等(別) + ②	④ 賃金総額 (※)		⑤ 一般拠出金 (⑤×/1000)		⑱ 令和5年度概算保険料		⑲ 第1種特別加入者										
	④	⑤	⑱	⑱	⑱	⑱	氏名	令和5年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和6年度からの給付基礎日額	適用月数					
53,073	1,061	1,152,760	6.5	15.5	401,914	804,977	〇〇〇〇	12,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12					
12,485	249	168,875	3.5	15.5	52,639	175,475	〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12					
21,418	428	316,598	3.5	15.5	105,623	304,311	〇〇〇〇	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12					
20.1.01.212511 10.10増額訂正済 21.609	432	361,446	8.5	15.5	227,111	385,190	〇〇〇〇	14,000	9	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12					
2,711	54	0	6	15.5	115,506	268,785	〇〇〇〇	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12					
56,515	1,130	150,164	6.5	15.5	400,562	837,062	〇〇〇〇	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12					
167,811	3,354	2,398,127	1,303,355	2,775,800	4,079,155		府 県 管 轄 基 幹 番 号	X	X	3	0	1	9	3	0	1	0

⑲…「区分」欄には、令和6年度から新規に特別加入する者があるときは、特別加入の申請により承認された給付基礎日額を記入し、「1.新規」に○印を付してください。特別加入を継続し、給付基礎日額に変更のないものは、令和5年度の給付基礎日額を記入し、「2.継続」に○印を付してください。給付基礎日額の変更を希望するもの(「賃金等の報告」で承認された給付基礎日額と異なる給付基礎日額を希望している場合は、その給付基礎日額を記入し、「3.変更」に○印を付してください。特別加入を脱退する者については、「4.脱退等」に○印を付してください。

特別加入者の人数が多く、この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

●新規、変更及び脱退の記入例

氏名	令和5年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和6年度からの給付基礎日額	適用月数
〇〇〇〇	円	月	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	円	月
〇〇〇〇	12,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
〇〇〇〇	18,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		

特別加入者にかかる加入申請、脱退、変更が生じた場合には、その都度管轄の労働基準監督署への各種届け出が必要です。

⑮…⑬の額に1,000分の0.02を乗じて得た額を記入して下さい。(1円未満の端数がある場合には、切り捨ててください。)

労働局用

(事務担当者) 氏名 〇〇 〇〇



概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)

申告書 継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0123456789

提出用

令和6年 6月 14日

あて先 XXX-XXXX  
〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uu

労働保険特別会計歳入徴収官

4月1日から 令和6年3月31日まで

⑨ 保険料・一般拠出金 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の (ホ) 1000分の (ヘ) 1000分の

⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (8) × (9)

⑬ 保険料率 (イ) 1000分の (ロ) 1000分の (ホ) 1000分の

⑭ 概算・増加概算保険料額 (12) × (13)

⑮ 延納の申請 納付回数 3

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 増加概算保険料額 (15)の(イ)～(ロ)

⑱ 今期労働保険 (イ) (ロ) (ホ) (ヘ) (ト) 今期納付額 (ニ) × (ホ)

⑲ 事業又は作業の種類 別紙のとおり

⑳ 事務組合の所在地、名称及び代表者の氏名、郵便番号、電話番号を忘れずに記入してください。

労働保険 (国庫金) (記入例) ¥0123456789

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 06 年度

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。P.36の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④、⑤…保険料・拠出金申告書内訳の④欄の合計数、⑤欄の合計数をそれぞれ転記してください。  
ただし、第2種特別加入保険料の場合は、保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の④欄の合計数を転記してください。

⑭…次により記入してください。  
なお、記入にあたっては、金額の前に「¥」記号を付さないでください。  
(イ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑱の⑭額を転記してください。  
ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑭欄の(イ)及び(ロ)に、保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑩欄の合計額を転記してください。  
(ロ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑱の⑮額を転記してください。  
(ホ)…保険料・拠出金申告書内訳の⑱の⑯額を転記してください。

⑰…延納の申請をする場合は「3」、延納の申請をしない場合は「1」と記入してください。

⑳…「法人番号」欄が空欄の場合は労働保険事務組合の「法人番号」を記入してください。  
※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。  
※労災保険のメリット制が適用となる委託事業場について個別に作成する申告書の場合、当該委託事業場の法人番号を記入してください。

㉑…「別紙のとおり」と記入してください。

㉒…事務組合の所在地、名称及び代表者の氏名、郵便番号、電話番号を忘れずに記入してください。

印書されている事務組合の所在地及び名称に誤りがないか確認してください。  
万一、誤りがある場合には訂正しないで、管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に連絡してください。

納付書の金額は、㉒の(ニ)、(ヘ)、(ト)の額を転記してください。  
なお、金額の前に必ず「¥」記号を付してください。  
また、納付書の金額は訂正できません。記入誤りをした場合は、管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)又は管轄の労働基準監督署で納付書の再交付を受け、書き直して納付してください。

## 8 法人番号の記入について

- 1 「法人番号欄」(㊸欄)が空欄の場合、国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください)。  
法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。
- 2 労働保険事務組合が労働保険番号の基幹番号単位で申告書を作成する場合は、法人番号欄に労働保険事務組合の法人番号を記入してください(法人番号が指定されていない労働保険事務組合については、空欄としてください)。  
ただし、労災保険のメリット制が適用となる委託事業場において個別に作成する申告書には、委託事業場に指定された法人番号を記入してください。なお、委託事業場が法人でない場合は、法人番号欄の13桁全てに「0」を記入してください(個人番号の記入はしないでください)。  
また、前年度までに法人番号をご登録いただいている場合は送付した年度更新申告書に印字されてありますが、訂正する場合はP.3をご参照の上、訂正してください。

### 記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当をする場合)

#### 充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」	→ 記入例2①へ(P.15)
充当意思「2」	「一般拠出金のみ充当」	→ 記入例2②へ(P.16)
充当意思「3」	「労働保険料及び一般拠出金に充当」	→ <u>記入例2③へ(P.17)</u>

「㊸充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続きが簡便になる場合があります。

#### 充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
  - ① 「㊸充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。  
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、余りは一般拠出金に充当されないため、7月10日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
  - ② 「㊸充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。  
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、余りは労働保険料に充当されないため、7月10日までに労働保険料分を納付する必要があります。
  - ③ 「㊸充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。  
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません(申告書の提出は必要です)。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「㊸充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「㊸延納の申請」の納付回数が「3」で、「㊸充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。  
なお、還付の請求手続については、P.18の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照ください。

# 記入例 2 ① 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 **継続事業**  
(一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

①労働保険番号 XX301930010-000 ※各種区分 01 113 9416 91

②増加年月日(元号:令和は9) 令和6年6月14日

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

④常時使用労働者数 61 ⑤雇用保険被保険者数 61

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦区分	算定期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 1000分の(イ) 4069257 項12 円	(イ) 1000分の(イ) 4069257 項11 円	4069257 項12 円
労災保険分	(ロ) 1000分の(ロ) 1311902 項13 円	(ロ) 1000分の(ロ) 1311902 項13 円	1311902 項14 円
雇用保険分	(ホ) 1000分の(ホ) 2757355 項18 円	(ホ) 1000分の(ホ) 2757355 項18 円	2757355 項19 円
一般拠出金 (注1)	(ハ) 1000分の(ハ) 3354 項35 円	(ハ) 1000分の(ハ) 3354 項35 円	3354 項36 円

⑪区分	算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑭概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 1000分の(イ) 4079155 項20 円	(イ) 1000分の(イ) 4079155 項20 円	4079155 項21 円
労災保険分	(ロ) 1000分の(ロ) 1303355 項22 円	(ロ) 1000分の(ロ) 1303355 項22 円	1303355 項23 円
雇用保険分	(ホ) 1000分の(ホ) 2775800 項25 円	(ホ) 1000分の(ホ) 2775800 項25 円	2775800 項27 円

⑮申告済概算保険料額 4,281,443 円

⑯申告済概算保険料額

⑰延納の申請 納付回数 3 項30

⑱差引額 (イ) 充当額 212,186 円 (ロ) 還付額

⑲増加概算保険料額 1234512345123 項39

⑳加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉑特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉒事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉓郵便番号 XXX-XXXX ㉔電話番号 (XX) XXXX-XXXX

㉕(イ)所在地 (ロ)名称 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合

㉖(ハ)氏名 組合長 〇〇〇

【計算方法】

⑭(イ)4,079,155÷3 = 第1期分⑳(イ) 1,359,719円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。  
 第2期分⑳(チ) 1,359,718円 (余りは必ず1円または2円となります)  
 第3期分⑳(ル) 1,359,718円

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

【今期納付額の計算】

第1期 ⑳(イ) 1,359,719円 - ㉑(ロ) 212,186円 + ㉑(ハ) 3,354円 = 今期納付額 ㉑(ト) 1,150,887円

第2期 ㉑(チ) 1,359,718円 - ㉑(リ) 0円 = 第2期納付額 ㉑(ヌ) 1,359,718円





# 記入例 2 ③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 **継続事業**  
(一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 **一般拠出金**  
下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力既定コード

①労働保険番号 XX301930010-000 ※各種区分 01 113 9416 91

②増加年月日(元号:令和は9) 令和6年6月14日

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

④常時使用労働者数 61 ※雇用保険被保険者数 61

⑦区分 労働保険料 労働災害保険料 雇用保険料 一般拠出金

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨確定保険料・一般拠出金額

⑩労働保険料 4069257円

⑪労働災害保険料 1311902円

⑫雇用保険料 2757355円

⑬一般拠出金 3354円

⑭労働保険料 4079155円

⑮労働災害保険料 1303355円

⑯雇用保険料 2775800円

⑰延納の申請 納付回数 3

⑱申告済概算保険料額 5,881,443円

⑲申告済概算保険料額

⑳差引額 (イ) 充当額 1,812,186円 (ロ) 還付額

㉑第1期分納付額 1,359,718円

㉒第2期分納付額 449,113円

㉓第3期分納付額 1,359,718円

㉔加入している労働保険 (イ) 労働災害保険 (ロ) 雇用保険

㉕事業 (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉖郵便番号 XXX-XXXX (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名

別紙のとおり

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。  
管轄の労働局労働基準監督署へ提出いただきますようお願いいたします。

【計算方法】  
 $14(イ) 4,079,155 \div 3 =$ 

- 第1期分㉑(イ) 1,359,719円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
- 第2期分㉑(チ) 1,359,718円
- 第3期分㉑(ル) 1,359,718円 (余りは必ず1円または2円となります)

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。  
 なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)

【今期納付額の計算】

第1期	㉑(イ) 1,359,719円	-	㉑(ロ) 1,359,719円	+	㉑(ハ) 0円	=	今期納付額 ㉑(ト) 0円
第2期	㉑(チ) 1,359,718円	-	㉑(リ) 449,113円	=	第2期納付額 ㉑(ヌ) 910,605円		

### 記入例3 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

**労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書** 継続事業 (一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記の通り申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード

①労働保険番号 XX301930010-000

②増加年月日(元号：令和は9) 令和6年6月14日

③事業廃止等年月日(元号：令和は9)

④常時使用労働者数 61 ⑤雇用保険被保険者数 61

※各種区分 管轄(2) 01 113 9416 91

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○-○

○○労働局 uaj39uuy 労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦区分 算定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

労働保険料	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	4069257	4069257
労災保険分	1311902	1311902
雇用保険分	2757355	2757355
一般拠出金	3354	3354

⑪区分 算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

労働保険料	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	4079155		4079155
労災保険分	1303355		1303355
雇用保険分	2775800		2775800

⑮申告済概算保険料額 8,229,118

⑯申告済概算保険料額

⑰延納の申請 納付回数 1

⑱差引額 (イ) 充当額 4,082,509 (ロ) 還付額 77,352

⑲増加概算保険料額

第1期	⑳(イ) 概算保険料額	㉑(イ) 労働保険料当額	㉒(イ) 不足額(㉑の(イ))	㉓(イ) 今期労働保険料	㉔(イ) 一般拠出金当額	㉕(イ) 今期納付額(㉒+㉔)
第2期	4079155	4079155	0	0	3354	0
第3期						

⑳加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

㉑特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉒(イ) 所在地 (ロ) 名称

㉓郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XX) XXXX-XXXX

㉔(イ) 住所 (法人のときは主たる事業所の所在地) ○○市○○ ○-○-○

㉕(ロ) 名称 労働保険事務組合○○商店街振興組合

㉖(ハ) 氏名 組合長 ○○○○

⑳(イ) 充当額 4,082,509

㉑(ロ) 還付額 77,352

還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)  
管轄の労働局へご提出いただきますようお願いいたします。

# 9 還付請求を行う場合について

## ◎ 還付金の請求について

記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

## ◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

① 厚生労働省HP（「主要様式ダウンロードコーナー（労働保険適用・徴収関係主要様式）」で検索してください。）からダウンロードできます。（事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。）

② 労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。

なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒（切手貼付）を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。



## 記入例

還付金を振込む金融機関名（金融機関名は省略しないで正確に）及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部には振込が出来ない場合があります。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。（指定できない郵便局もあります。）

口座の種別・口座の番号を記入してください。  
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号（第36条関係） 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 **労働保険料・一般拠出金**

種別 31751 労働保険番号 XX301930010-000

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関名 ○○銀行 支店名 XX支店

② 還付請求額

納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額	8229118	納付した一般拠出金	
確定保険料の額又は改定確定保険料の額	4069257	改定した一般拠出金	
差額	4159861	差額	
労働保険料等・一般拠出金への充当額	4079155	一般拠出金・労働保険料等への充当額	
労働保険料等に充当	3354	一般拠出金に充当	
労働保険料還付請求額	77352	労働保険料等に充当	
		一般拠出金還付請求額	

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
XX301930010-000	6年度(概算)確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	4079,155円
XX301930010-000	6年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	3,354円

上記のとおり還付を請求します。 6年6月14日

事業主 労働保険事務組合○○商店街復興組合 氏名 組合長 ○○○○

還付理由 1. 年度更新 2. 事業終了 3. その他(註頭等)

還付金発生年度(元号)令和9年

「9」を付けて記入してください。

この欄は郵便局に  
ください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されている  
カタカナでフリガナを記入してください。

還付請求書を提出する年度を、元号  
「9」を付けて記入してください。

『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

# 10 口座振替を利用している場合について

## ※口座振替を利用している事務組合の申告書について

口座振替を利用している事務組合への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

第3片の号（第91条、第92条、第93条関係）（印）（1）

●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用

年 月 日

あて先 〒

種別 3 2 7 0 1

※修正項目番号

※入力徴定コード

※各種区分

管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

労働保険番号 X X 3 0 1 X X X X X X - 0 0 0

② 増加年月日(元号・令和は9)

③ 事業廃止年月日(元号・令和は9)

※事業廃止等理由

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

◎数字は記入例にならって黒のボールペンで力を入れて枠からはみださないように記入して下さい。

※取扱庁名

※取扱庁番号

30840

徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 所管

※令和 06 年度

◎この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※CD

※証券受領

全部 一部

※会計年度(元号・令和は9)

※徴定年度(元号・令和は9)

※収納年月日(元号・令和は9)

※収納区分

※収納機関

※認決区分

※徴定

※データ指示コード

※内証券受領

納付の目的

1. 令和

2. 令和

(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

東京都

〇〇区〇〇〇

〇丁目〇番地〇〇

(氏名) 〇〇組合

労働局 労働保険課 一般拠出金

納付額(合計額)

あて先 〒

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

殿

\*\*\*【口座振替のお知らせ】\*\*\*

口座振替を申込みいただいておりますので、この申告書は金融機関で受付できません。7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。全期・第1期口座振替日は、9月6日です。※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

## [ 口座振替に関するQA ]

Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。

A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願ひします。

# 11 一括有期事業の申告書の書き方

## ● 年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業総括表・一括有期事業報告書(建設の事業)」の提出が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」の提出が必要です。

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。(金融機関では申告書・領収済通知書のみ受け取ります。)

一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページ (URLは以下のとおり) からダウンロードできます。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)」を用意しています。是非ご利用ください(下記 URL 又は「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してください。)



<URL>[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)

電子申請を行う場合は、上記ツールもしくは紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、添付してください。

## ● 一括有期事業の要件(建設の事業)

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっています。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1,000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

\*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、一現場ごとに一つの事業として(これを「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

## ● 申告する工事

1~3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。取りまとめ漏れがないよう十分にご確認ください。

### 1 元請工事

元請負により実施した工事。

### 2 請負金額および概算保険料

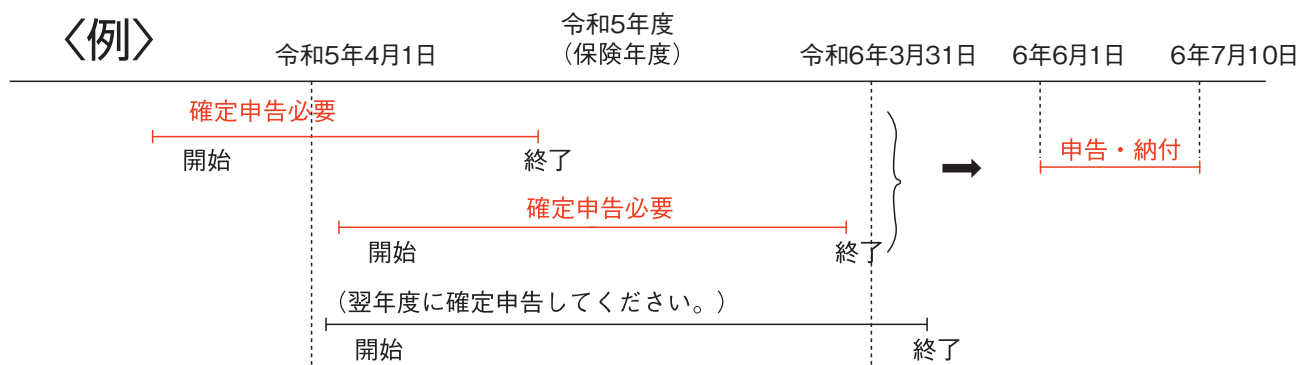
一工事の請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

### 3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に終了した工事。

(令和5年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。)

## <例>



※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満(消費税額を含む)

## ● 保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

### 1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。

### 2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.31を参照してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金} \\ \hline \text{(契約金額・施主} \\ \text{からの金銭給与)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金に加算する額} \\ \hline \text{(支給材の価額相当額+貸与物の} \\ \text{賃貸料や損料相当額)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金から控除する額} \\ \hline \text{下記(注)参照} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負金額} \\ \hline \end{array}$$

(注)請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。以下の「3 機械装置の範囲」を参照してください。

### 3 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

1. 湿式排煙脱硫装置	8. 発泡ポリスチレンプラント	15. 水力発電設備
2. 火力発電所ボイラー	9. 電気集塵装置	16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト)
3. 原子炉	10. ガス発生装置	
4. ゴミ焼却装置	11. 水処理設備	
5. 原子力発電所タービン	12. エレベーター	
6. 抄紙機(改造)	13. エスカレーター	
7. 連続鑄造機	14. 石油精製、石油化学プラント	

## ● 一括有期事業の要件(立木の伐採の事業)

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっています。

申告する事業の算定期間については、P.21の工事期間(例)をご参照ください。

業種が林業(立木の伐採等)の場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書内訳に転記してください。(「一括有期事業総括表」は必要ありません。)

## ●その他

### ①建設業の事務所の労災保険について

事務員(現場以外での業務に従事する者を含む。)を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険の成立手続が必要になります。

### ②一括されない有期事業(単独有期事業)

有期事業の一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

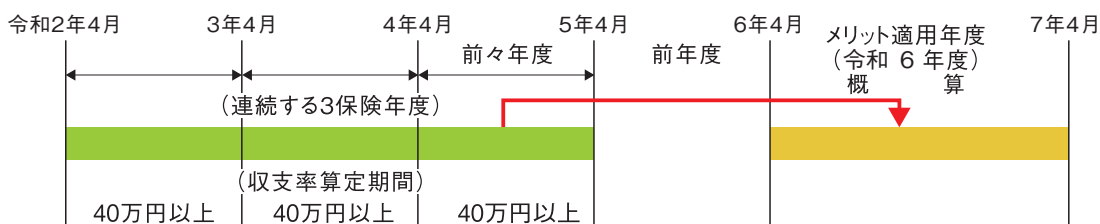
具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

### ③労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上(3月31日現在)経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業が該当します。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「令和5年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

令和6年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**令和6年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」の「改定労災保険率(メリット料率)」により、概算保険料額を算出してください。

令和6年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準となる労災保険率(事業の種類ごとに定められた労災保険率)により、労災保険料を算出してください。

※ 令和5年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合は、P.30をご確認ください。

### ④一括有期事業の特別加入者の労災保険率について

建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率については、特別加入の前提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率としてください。

主たる事業の種類に変更がある場合は、「名称・所在地等変更届」(様式第2号)により変更の届出をしてください。

## 12 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入

- 1 令和5年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、P.32～33の「労災保険率適用事業細目表」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 2 右記の記入例(P.25)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 3 「⑨請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 4 「⑩請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。P.22を参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 5 賃金で算定する工事は、右記の記入例(P.25)にならって、「⑪請負代金の額」欄、「⑫請負金額」欄には該当する請負金額を、「⑬賃金総額」欄には該当する賃金総額を**かっこ書きで記入**してください。
- 6 請負金額は、平成27年4月1日以降に開始した工事については消費税を除いた額を記入してください。



# 記入例

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号

労働保険  
一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控 2枚のうち 1枚目

労働保険番号: 府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
x x 1 0 1 9 0 0 1 0 5 0 0 1

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額		
〇〇ハイツ新築工事	〇〇郡〇〇町 〇〇-〇	29年 4月 1日から 5年 9月 30日まで	94,500,000			94,500,000	23	21,735,000
(平成27年4月1日～平成30年 3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				94,500,000		21,735,000
××郡新築工事	××市 ××-×-×	5年 4月 1日から 5年 9月 30日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023
△△部増築工事 他5件	△△市 △△-△-△	5年 5月 1日から 6年 3月 15日まで	35,009,310			35,009,310	23	8,052,141
(平成30年4月1日以降 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				55,009,414		12,652,164
事業の種類	35 建 (既設建築物設備工事業を除く)	計	149,509,414			149,509,414		34,387,164

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和6年 6月 14日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号( XXX - XXXX )  
電話番号( XXX - xxx - XXXX )

所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

株式会社 〇〇工務店  
代表取締役 〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日	氏名	電話番号
提出代行者・ 事務代理者の表示		
社会保険 労務 記載欄		

〔注意〕  
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

事業主控 2枚のうち 2枚目

労働保険番号: 府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号  
x x 1 0 1 9 0 0 1 0 5 0 0 1

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額		
××部内装工事	××市 ××-××-×	5年 4月 1日から 5年 5月 31日まで	(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で算定	(720,000)
△△部内装工事 他10件	△△市 △△-△-△	5年 4月 10日から 6年 3月 15日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				(6,000,000)		(720,000)
		年 月 日から 年 月 日まで				22,000,700		5,060,161
		年 月 日から 年 月 日まで						計 5,780,161
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

2枚目以降は別紙を使用してください。

賃金で算定した工事は、  
このようにカッコ書きで記  
入してください。

請負金額500万円未満の工事は  
取りまとめて記入できます。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計  
(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の  
合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額  
を記入してください。

# 13 一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。  
 一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(令和5年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。  
 なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算定します。

事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。  
 1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険  
一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主控

労働保険番号	事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
				① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
〇〇ハイソ新築工事	35 建築事業 (既設建築物設備工事業も除く)	〇〇郡〇〇町 〇〇-〇	29年 4月 1日 から 5年 9月 30日 日まで	94,500,000			94,500,000	23	21,735,000
(平成27年4月1日～平成30年3月31日工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 日まで				94,500,000		21,735,000
××邸新築工事		××市 ××-×-×	5年 4月 1日 から 5年 9月 30日 日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023
△△邸増築工事 他8件		△△市 △△-△-△	5年 5月 1日 から 6年 3月 15日 日まで	35,009,310			35,009,310	23	8,042,141
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 日まで				55,009,414		12,652,164
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業も除く)		計	149,509,414			149,509,414		34,387,164

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和6年 6月 14日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号( XXX - XXXX )  
 電話番号( XXX - xxx - XXXX )  
 住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主  
 株式会社 〇〇工務店  
 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・ 発出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

(注意)  
 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

事業主控

労働保険番号	事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労働費率	賃金総額
				① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額		
××邸内装工事	38 既設建築物設備工事業	××市 ××-××-×	5年 4月 1日 から 5年 5月 31日 日まで	(6,000,000)			(6,000,000)		(720,000)
△△邸内装工事 他10件		△△市 △△-△-△	5年 4月 10日 から 6年 3月 15日 日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 日まで				(6,000,000) 22,000,700		(720,000) 5,060,161
			年 月 日 から 年 月 日 日まで						計 5,780,161
			年 月 日 から 年 月 日 日まで						
			年 月 日 から 年 月 日 日まで						
			年 月 日 から 年 月 日 日まで						
			年 月 日 から 年 月 日 日まで						
			年 月 日 から 年 月 日 日まで						
			年 月 日 から 年 月 日 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業		計	(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

# 記入例

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等

**令和5年度一括有期事業総括表（建設の事業）**

事業主控

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	一括有期事業報告書 2枚添付
	X	X		101900105001		

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額 円	労務 費率	賃金総額 千円	保険料率		保 険 料 額 円
						基準料率 1000分の	メリット料率 1000分の	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの						
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの		19		11		
		平成30年4月1日以降のもの						
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10		
		平成30年3月31日以前のもの		17		9		
		平成30年4月1日以降のもの						
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5		
		平成30年4月1日以降のもの		24		9		
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日以前のもの	94,500,000	23	21,735	11	239,085	
		平成30年4月1日以降のもの	55,009,414	22	12,652	9.5	120,194	
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日以前のもの		23		12		
		平成30年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,700	38	5,780	7.5	69,360	
36	機械装置の組立又は据付けの事業 その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		40		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		38		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		21		7.5		
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		22		6.5		
		平成30年3月31日以前のもの		21		16		
		平成30年4月1日以降のもの		23		10		
合 計								
					40,167			428,639

② (①を除いた合計)	③ 一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)
40,167 千円	1000分の 0.02	803 円

① 一般拠出金は平成19年4月1日以降に開始した工事のみとなります。

② 1円未満の端数は切り捨て

メリット制が適用されている場合は、昨年度の労災保険率決定通知書を参照し、メリット率を記入の上計算してください。

注

4 3 2 1

事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。

前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。

一般拠出金とは、右欄による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。

一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

令和6年 6月 14日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社〇〇工務店

氏名 代表取締役 〇〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号





**注意事項**

# 「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率について

令和5年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」※の元請工事がある場合は、下記にご注意ください。

※ 平成30年4月以降の業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に誤りがありました。令和3年2月に修正した労務費率及び労災保険率は下記のとおりですが、平成30年4月から令和3年1月までに労災保険の保険関係が成立した事業等に係る総括表の記載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

事業の種類【水力発電施設、ずい道等新設事業】

	(修正前)		(修正後)
労務費率：	19%	→	18%
労災保険率：	62/1,000	→	64/1,000

なお、令和3年4月から令和6年3月までの労務費率は「19%」、労災保険率は「1,000分の62」のままで変更はありません。

労働保険等  
年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号		枝 番 号		一括有期事業報告書 枚添付	
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保 険 料 額		
			円		千円	基準料率	別料率	円		
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		1000分の89	1000分の			
		平成30年3月31日以前のもの		19		79				
		平成30年4月1日以降のもの								
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16				
		平成30年3月31日以前のもの		19		11				
		平成30年4月1日以降のもの								
33	舗装工事									
34	鉄道又は軌道新設事業									
35	建築事業									
		平成27年3月31日以前のもの		22						

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の事業開始時期が平成30年4月1日以降のものについては、「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となっております。記載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和5年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合の注意事項を、厚生労働省ホームページに掲載しています。ご確認ください。

ご不明な点があれば、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

(下記のURLもしくは「年度更新に係るお知らせ」で検索してください。)

<URL>[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html)



## 15 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い

請負金額は、平成27年3月31日以前に開始した工事については消費税を含めた額を記入してください。また、労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。

そのため、一括有期事業報告書（建設の事業）の作成にあたり、P.24の2の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「③請負金額」欄の「計（小計）」については、2段に分割し、**上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）**を記入してください。

### 【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	<u>適用される</u> (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	<u>消費税を除く</u>	適用されない

#### ○ 計算方法の例

- ①事業の期間：平成25年9月1日～令和5年4月30日、請負金額8,610,000円（うち消費税額410,000円）、事業の種類が38の場合  
 $8,610,000\text{円 (消費税込み)} \times 22\% \text{ (労務費率)} = 1,894,200\text{円 (賃金総額)}$
- ②事業の期間：平成26年12月1日～令和5年5月29日、請負金額5,400,000円（うち消費税額400,000円）、事業の種類が38の場合  
 $5,400,000\text{円 (消費税込み)} \times 105 / 108 = 5,250,000\text{円 (消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)}$   
 $5,250,000\text{円 (消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)} \times 22\% \text{ (労務費率)} = 1,155,000\text{円 (賃金総額)}$
- ③事業の期間：平成30年4月10日～令和6年3月15日、請負金額23,760,000円（うち消費税額1,760,000円）、事業の種類が38の場合  
 $22,000,000\text{円 (消費税抜き)} \times 23\% \text{ (労務費率)} = 5,060,000\text{円 (賃金総額)}$

## 16 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	18%	1,000分の89	19%	1,000分の79	18%※ 19%	1,000分の64 62※	19%	1,000分の34
32	道路新設事業	20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業	18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装置の組立 て又は据付けの事 業	組立て又は取付 けに関するもの	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
		その他のもの		21		22		21	
37	その他の建設事業	23	19	24	17	24	15	23	15

※ 詳細はP.30をご確認ください。

# 17 労災保険率適用事業細目表（建設事業）

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	舗装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のは装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ( (38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋 の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるも のを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（ (3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用され ている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コ ンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態 様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業



事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 (38) 既設建築物設備工事業を除く。	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務費率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又は据付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業(3102) 高えん堤新設事業を除く。 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業(3103) 内面巻替えの事業を除く。 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719) 造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) は装工事業及び(3505) 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

## 18 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主（アスベストの製造、販売を行ってきた事業主）からの特別拠出金と併せて、石綿（アスベスト）健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てられます。

### (1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（一般拠出金の徴収及び納付義務）  
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。  
2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

### (2) 納付方法（納付時期）

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続となります。

延納（分割納付）はできません。

### (3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1,000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場であっても、一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

### (4) 算定方法

〔継続事業の場合〕

事業主が労働者に支払った賃金総額（千円未満切捨て）× 一般拠出金率（1,000分の0.02）

（例）賃金総額1千万円の場合

1千万円×0.02／1,000 = 200円（1円未満切り捨て）

〔有期事業の場合〕

平成19年4月1日以降に開始した事業（工事等）の分を申告・納付します。

① 支払賃金による賃金総額

事業主が労働者に支払った賃金総額（千円未満切捨て）× 一般拠出金率（1,000分の0.02）

② 特例による賃金総額（工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合）

請負金額×労務費率 = 特例による賃金総額

特例による賃金総額（千円未満切捨て）× 一般拠出金率（1,000分の0.02）

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族（労災補償等の対象とならない方に限る）に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問い合わせ先（ホームページ）は以下のとおりです。

・ 独立行政法人  
環境再生保全機構

<https://www.erca.go.jp/>



・ 環境省  
地方環境事務所

<https://www.env.go.jp/region/>



# 19 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

## まずは、利用前の準備を行います。

- ① e-Gov(各省庁が所管する行政手続について申請・届出を行うことができるサイト)にアクセスし、パソコンが電子申請(e-Govの電子申請システム)に対応しているか確認します。
- ② 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカード(取得は無料)とカードリーダーを準備します。または認証局から電子証明書を取得してください。  
GビズIDを利用する場合:GビズIDアカウント(取得は無料)を入手します。



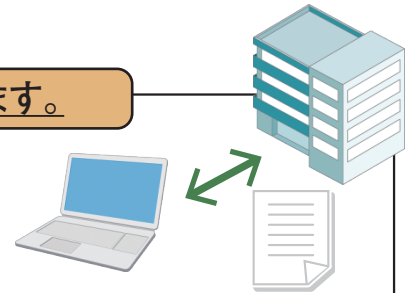
詳しくは、**労働保険関係手続の電子申請について**

**検索**

より、「事前準備ガイドBOOK」をご確認ください。

## 準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

- ③ e-Govで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。
- ④ そのままe-Govから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Govマイページから取得できます。



詳しくは、P.37に記載の、「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

## 電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

- ⑥ e-Gov上で、電子納付に必要な情報(\*)を確認します。  
(\*)電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
- ⑦ e-Gov上でご利用になる金融機関を検索し、  
遷移先の金融機関のインターネットバンキングにより保険料等を電子納付します。



詳しくは、P.37に記載の、「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

※電子申請した場合は、電子納付による納付だけでなく、申告書の領収済通知書(納付書)による納付も可能です。その場合は、金融機関へ領収済通知書(納付書)のみご持参ください。

※口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付を行わないでください。

### ●労働保険料の納期(令和6年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
電子納付の納期限	7月10日	11月14日	2月14日

★ 第1期については、電子申請した場合のみ電子納付ができます。

★ 第2期、第3期については、送付される納付書に記載の電子納付に必要な情報により電子納付できます。



# 20 e-Govからの電子申請の方法

## 電子申請の利用方法



労働保険の電子申請は、e-Gov（イーガブ）から行うことができます。

●e-Govを初めて使用される方は「利用準備」ボタンをクリックして各種環境設定を行ってください。

e-Gov電子申請

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。



●労働保険の年度更新手続きにつきましては、厚生労働省ホームページ内e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>に詳細な手順を記載しておりますのでご参照ください。

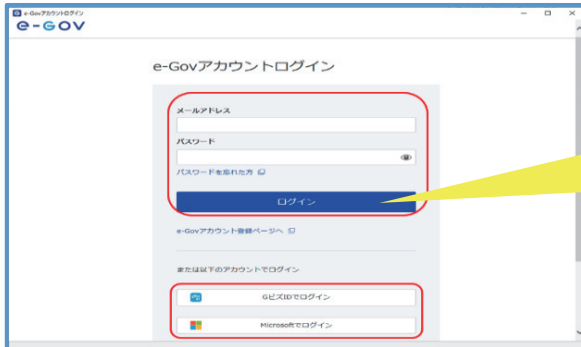
- マニュアルには電子申請をする際の一連の操作方法について記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。
- 年度更新申告書の入力内容等については、「労働保険 年度更新 申告書の書き方」を参照するか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。
- e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号 050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

受付時間 4月・6月・7月 平日9時から19時まで(土日・祝日は17時まで)

5月・8月から3月 平日9時から17時まで(土日・祝日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)

## 審査状況の確認

電子申請にて申請いただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



● 審査状況をご確認いただくにあたって、e-Gov アカウントログイン画面からログインしてください。



● 「申請案件一覧」をクリックしてください。



● 審査状況を確認したい申請案件の到達番号をクリックしてください。



● 「ステータス」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

「申請案件一覧」画面にて該当する到達番号をクリック後、「申請案件状況」画面の「納付情報」から電子納付手続に進むことができます。

## 電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

The screenshot shows the '申請案件状況' (Application Case Status) screen. It lists application items with columns for '発行日時' (Issue Date), '種別' (Type), '件名' (Subject), '発出元' (Origin), and '届達状況' (Delivery Status). Below this, there is a section for '公文書: 1件' (Documents: 1 item) with a table of items. A red box highlights the '納付情報' (Payment Information) section, which includes a table with columns for '納付番号' (Payment No.), '控税番号' (Tax No.), '収納機関番号' (Collection Agency No.), '手続名' (Procedure Name), '納付期限' (Payment Deadline), '納付金額' (Payment Amount), '納付状況' (Payment Status), and '電子納付' (Electronic Payment). A red box also highlights the '電子納付' button in the '電子納付' column.

発行日時	種別	件名	発出元	届達状況
	お知らせ	申請結果のお知らせ	厚生労働省	未読
	お知らせ	保険料の納付に関するお知らせ	厚生労働省	既読

件名	発行日時	取得期限	取得状況	取得日時	署名有無	詳細
控税票	2020年10月7日 16時4分	2021年1月5日	未取得			詳細表示

納付番号	控税番号	収納機関番号	手続名	納付期限	納付金額	納付状況	電子納付
13000100000001137	551184	00400	労働保険料の納付(1キブ)	2020年7月10日	2000円	納付待ち	電子納付

- 申請案件状況画面を下にスクロールして、「納付情報」をご覧ください。
- 電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されていますのでご確認ください。
- 「電子納付」ボタンをクリックすると、各金融機関のインターネットバンキング検索画面に遷移します。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

- A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合)**  
 申請データの送信後、「申請案件状況」画面の「納付情報」にある「電子納付」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。  
 遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。
- B 電子申請による年度更新申告手続後、ご利用の金融機関等のウェブページからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合**  
 申請データの送信後、各金融機関のPay-easy (ペイジー) に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。  
 この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要になります。「申請案件状況」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。
- C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合**  
 申請データの送信後、各金融機関のPay-easy (ペイジー) に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。  
 この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要になります。「申請案件状況」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

### 注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy (ペイジー) に対応していることが必要です。  
 (対応金融機関はPay-easy (ペイジー) ホームページ <https://www.pay-easy.jp/where/> を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy (ペイジー) とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN (マルチペイメントネットワーク) が提供するサービスです。  
 詳しくはこちらまで  
 (<https://www.pay-easy.jp/>)



## 21 G BizIDアカウントを利用した電子申請について

G BizIDとは、1つのID/パスワードでさまざまな行政サービスの利用を可能とする認証システムです。gBizIDプライム又はgBizIDメンバーを利用する場合、電子証明書の添付を省略できます。

G BizIDの取得

gBizIDへようこそ。G BizIDで、行政サービスへのログインをラクにする。G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

G BizIDを使い始める

gBizIDの登録      委任申請

gBizIDプライム作成

gBizIDプライムの登録をご希望の方は、上記のボタンから作成してください。

gBizIDエントリー作成

gBizIDエントリーを作成します。上記のボタンから作成して下さい。

(非対面での印鑑証明書・印鑑登録証明書の入手方法) gBizIDプライムの発行申請の際に必要な、印鑑証明書です。

はじめてG BizIDのアカウントを作成する場合は、こちらのボタンを押してください。

G BizIDアカウントの作成方法の詳細は、<https://gbiz-id.go.jp>をご覧ください。

G BizIDを使ったe-Govへのログイン方法

e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード

パスワードを忘れた方

ログイン

e-Govアカウント登録ページへ

または以下のアカウントでログイン

G BizIDでログイン

Microsoftでログイン

gBizID ログイン

アカウントID

パスワード

ログイン

G BizIDアカウントでログインする場合はこちらのボタンを押してください。

G BizIDアカウントを利用して電子申請する場合は、e-Govホームページのログイン画面から、「G BizIDでログイン」ボタンを押してログインしてください。なお、申請に当たっての操作方法は電子証明書を使用する場合と同じです。



事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容を電子化したもの(以下「申告書内訳(電子)」といいます。)を提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。

### 交付要件

- 次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。
- (1) 報奨金(定率・定額分)の交付対象事務組合であること。
  - (2) 申告書内訳(電子)の提出は、電子申請又は電子媒体によること。  
なお、電子媒体の種類は、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-R又はCD-RW)であること。
  - (3) 指定された形式(次頁「申告書内訳(電子)の作成要領」の(1)参照)で作成されたものであること。
  - (4) 申告書内訳(電子)の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」の紙又は電子(PDF)媒体(組様式第6号(甲)。以下「申告書内訳(紙等)」という。)と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

### 報奨金の額

- 報奨金(電子化分)の額は、予算の範囲内で、申告書内訳(電子)に登録された委託事業場のうち、前年度における常時労働者15人以下の委託事業場1件につき800円を交付します。

### 申告書内訳(電子)の提出期限

- 申告書内訳(電子)は、年度更新時(6月3日～7月10日)に提出してください。

### 申告書内訳(電子)の作成

- 次頁の「申告書内訳(電子)の作成要領」を参照してください。

### 交付手続について

- 報奨金(電子化分)に係る交付手続については、後日配布するパンフレットを参照してください。

### 問合せ先

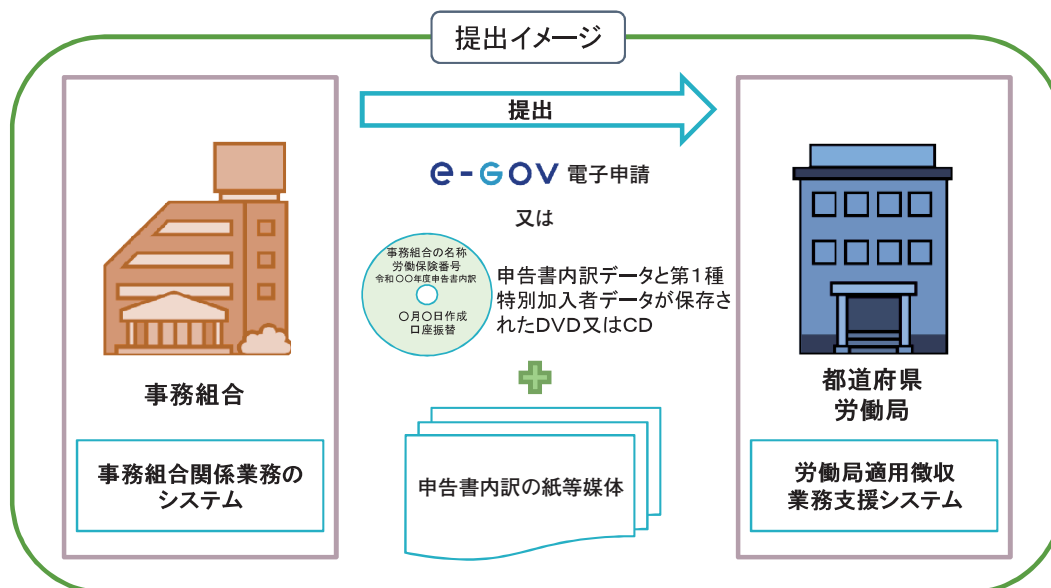
- 管轄の都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室へお問い合わせください。

## 申告書内訳(電子)の作成要領

- (1) 厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システム(※1)(以下「RSシステム」という。)の仕様公開について」で公開している「インタフェース仕様書」(※2)の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを、電子申請の添付資料とし、又は、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-R又はCD-RW)へ保存してください。
- (2) 上記(1)の厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」の掲載場所は以下のURLとなります。  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou\\_koukai/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/)  
なお、検索する場合には、厚生労働省HPのトップページの右上の検索欄に「労働局△仕様公開」と入力し、検索してください(△は全角スペースを表しています)。
- (3) DVD、CDは、ウイルス対策ソフト等で事前にウイルスチェックを行ってください。
- (4) 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙等)と同じ内容です。  
ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。
- (5) DVD、CDのラベルには、以下について記載してください。
  - ① 事務組合の名称
  - ② 労働保険番号  
※ 全ての労働保険番号を記載してください(枝番号は不要)。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。
  - ③ 「令和6年度申告書内訳」の記載
  - ④ 作成日付
  - ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載
- (6) 提出されたDVD、CDは返却いたしません。RSシステムへの登録が終了し、保存期間が満了した後に、都道府県労働局にて厳重に廃棄処理します。



- (※1) 労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の受付、審査等の業務処理を支援するシステムです。
- (※2) インタフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。



## 23 申告書内訳、申告書作成チェックポイント

労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度ご確認ください。

<保険料・一般拠出金申告書内訳の作成について>

- 労働保険料等算定基礎賃金等の報告からの転記ミスはありませんか？
- 労災保険率・雇用保険率に誤りはありますか？
- 第1種特別加入者の算入漏れはありませんか？
- 第1種特別加入者の給付基礎日額に誤りはありますか？
- 口座振替を利用している場合、1枚目の右上に朱書きで“口座”と書かれていますか？

<申告書の作成について>

- 常時使用労働者数(④欄)、雇用保険被保険者数(⑤欄)は記入しましたか？
- 法人番号(③欄)を記入しましたか？(既に印字されている場合、改めての記入は不要です。)  
※P.14を参照してください。
- 保険料・一般拠出金申告書内訳からの転記ミスはありませんか？

<その他>

- 各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？  
※保険料を納付していただいても、雇用保険資格取得届を公共職業安定所(ハローワーク)に提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。

# 労働保険料は口座振替が便利です！

## 「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和6年7月10日	令和6年11月14日	令和7年2月14日
口座振替納付日	令和6年9月6日	令和6年11月14日	令和7年2月14日
ゆとり日数	<b>58日</b>		
口座振替申込期限	<del>令和6年2月25日</del> (※)	令和6年8月14日	令和6年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

## かんたんな手続きで完了

### 1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替



### 2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

## 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター